

令和6年9月11日 開会

令和6年9月 日 閉会

令和6年第3回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

認定第1号	令和5年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について	}	認定第1号から第9号、報告第1号は別冊
認定第2号	令和5年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第3号	令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第4号	令和5年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第5号	令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第6号	令和5年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第7号	令和5年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第8号	令和5年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第9号	令和5年度江差町水道事業会計決算の認定について		
報告第1号	令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について		
報告第2号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について	P	1
議案第1号	江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	P	3
議案第2号	江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例について	P	5
議案第3号	江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定について	P	7
議案第4号	江差町財政調整基金の処分について	P	11
議案第5号	令和6年度江差町一般会計補正予算（第9号）について	P	13
議案第6号	令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	P	33
議案第7号	工事請負契約の締結について	P	45
同意第1号	教育委員会委員の任命について		別 冊

報告第 2 号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 11 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第 180 条第 1 項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月30日

江差町長 照井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

- (甲) 江差町長 照 井 誉之介
- (乙) A氏

2 事案の概要

- (1) 令和6年6月18日(火)午後3時00分頃、甲が所管する九艘川公園において、当町公園管理人(会計年度任用職員)が草刈作業を行っていたところ、飛散防止ネットで防護していたものの、それを越えた刈払機からの飛び石により、乙の自宅1階窓ガラスを破損させたもの。
- (2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について、甲の責任において補償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

- (1) 甲及び乙は、上記に起因する窓ガラスの補修に係る費用が44,000円であると確認し、甲の加入する総合賠償保険にて給付し補償するものとする。
- (2) 甲及び乙は、本件について今後どのような事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

議案第 1 号

江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例を、次のように定める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第 2 4 1 条に基づき、再生可能エネルギーを活用し利用促進を図るため、江差町再生可能エネルギー等活用基金を設置する。

江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 町は、再生可能エネルギーを活用し、利用促進を図ることで持続可能な脱炭素社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、江差町再生可能エネルギー等活用基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積み立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

(運用基金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰り替え運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例
について

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例（令和 6 年条例第 2 0 号）の一部
を、次のように改正するものとする。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

太陽光発電ゾーニングマップにおいて、地理情報システム解析処理作業時に不適エリア、調整エリア、
促進エリアの抽出に誤りがあったため、面積及び割合を修正するもの。

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例（令和6年条例第19号）の一部を次のように改正する。

江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書（令和6年2月策定）、3. 陸上ゾーニングマップ及び環境配慮事項、3）太陽光発電ゾーニングマップ及び環境配慮事項中、表を次のように改める。

	ゾーニングエリア 面積（K m ² ）	割合
保全エリア	79.0	71.9%
不適エリア	1.6	1.5%
調整エリア	27.1	24.7%
促進エリア	2.1	1.9%
	109.8	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定について

江差町いじめ問題調査等委員会条例を、次のように定める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）及び江差町いじめ防止基本方針（平成 2 6 年 4 月策定）に基づく、いじめに関する重大事態発生の際に、当該事案に関する問題解決に向けた調査及び検証を行うための委員会を設置するため、必要な事項を定めるもの。

江差町いじめ問題調査等委員会条例

(設置)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づくもののほか、江差町内の小学校、中学校（以下「学校」という。）におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事態に関し、問題解決に向けての調査等を行う法第28条第1項に定める組織として「江差町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）」及び、その検証等を行う法第30条第2項に定める附属機関として「江差町いじめ問題検証委員会（以下「検証委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調査委員会は、法第28条第1項に基づき、学校からの重大事態の報告を受け、調査の必要が生じた場合は、教育委員会の諮問に応じ、調査・審議し、答申する。
- (2) 検証委員会は、法第30条第2項に基づき、教育委員会からの重大事態の報告を受け、調査の必要が生じた場合は、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査・審議し、答申する。

(組織等)

第3条 調査委員会及び検証委員会は、それぞれ委員5人以内をもって組織する。

- 2 調査委員会の委員は、学識経験を有する者、法律、教育、心理等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 検証委員会の委員は、学識経験を有する者、法律、教育、心理等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、町長が任命する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から答申の日までとする。
- 5 諮問に係る事案に利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会及び検証委員会に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会及び検証委員会の会議は、それぞれ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、委員会の審議に必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて、その者の意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(聞き取り調査等)

第7条 調査委員会及び検証委員会は、事実関係の調査に必要な範囲において、関係者からの聞き取り調査その他必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査は、委員 2 人以上で行うものとする。ただし、委員会を庶務する職員が同行又は同席する場合にあっては、委員 1 人であっても、前項の調査を行うことができるものとする。

3 委員は、第 1 項の調査等に際して、適正に個人情報を取り扱うとともに、公平性及び中立性を確保し、誹謗中傷等による権利侵害が生じないよう配慮しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

江差町財政調整基金の処分について

令和 6 年度江差町一般会計の財源不足を補てんするため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第 6 条の規定により、財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円
- 2 処分する時期 令和 6 年度中

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

江差町長 照井 誉之介

議案第 5 号

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 9 号）について

令和 6 年度江差町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 6 0，5 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6，5 1 7，1 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 6 年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和6年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	江差町DX推進業務	1,553					1,553	
総務費	企画費	ふるさと応援寄付金対策	44,773				30,000	14,773	
総務費	諸費	令和5年度障害者自立支援給付費道費負担金返還	572					572	
民生費	老人福祉費	令和6年度権利擁護事業(区分:人材養成研修事業)	200		200				
民生費	児童福祉総務費	児童手当支給	12,410	10,191	1,106			1,113	
民生費	常設保育所費	北部地域町立保育園統合に係る増改築改修実施設計業務委託	6,919					6,919	
衛生費	予防費	新型コロナウイルス予防接種支援事業	16,275	11,288				4,987	
衛生費	環境衛生費	江差町再生可能エネルギー等活用基金積立	1,600				1,600		
農林水産業費	林業振興費	森林整備地域活動支援交付金事業	1,100		1,100				
農林水産業費	水産業振興費	豊かな前浜づくりプロジェクト	13,338				2,122	11,216	
農林水産業費	漁港管理費	水産物供給基盤機能保全事業	667					667	
土木費	道路維持費	町道除雪対策	59,916					59,916	
教育費	体育施設費	朝日町民体育館スロープ取替工事	1,179					1,179	
一般事業補正計			160,502	21,479	2,406		33,722	102,895	
民生費	老人福祉費	権利擁護人材支援体制構築事業			1,000			▲ 1,000	
商工費	追分振興費	いきいきふるさと推進事業助成金(江差追分全国大会分)					1,000	▲ 1,000	
教育費	生涯学習推進費	地域づくりセミナー開催助成金(プログラミングSUMMER CAMP分)					▲ 100	100	
財源更正計					1,000		900	▲ 1,900	
計			160,502	21,479	3,406		34,622	100,995	

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1町 税		725,770	42,099	767,869
	2固 定 資 産 税	290,141	42,099	332,240
11地 方 交 付 税		2,624,179	58,496	2,682,675
	1地 方 交 付 税	2,624,179	58,496	2,682,675
14国 庫 支 出 金		600,297	21,479	621,776
	1国 庫 負 担 金	358,271	10,191	368,462
	2国 庫 補 助 金	239,772	11,288	251,060
15道 支 出 金		326,266	3,406	329,672
	1道 負 担 金	231,643	1,106	232,749
	2道 補 助 金	82,748	2,300	85,048
17寄 附 金		224,101	31,600	255,701
	1寄 附 金	224,101	31,600	255,701
18繰 入 金		578,771	2,122	580,893
	1基 金 繰 入 金	578,771	2,122	580,893
20諸 収 入		119,946	1,300	121,246
	4交 付 金	1,905	1,300	3,205
歳 入 合 計		6,356,630	160,502	6,517,132

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,479,292	46,898	1,526,190
	1総務管理費	1,429,774	46,898	1,476,672
3民生費		1,622,867	19,529	1,642,396
	1社会福祉費	1,292,321	200	1,292,521
	2児童福祉費	330,546	19,329	349,875
4衛生費		488,986	17,875	506,861
	1保健衛生費	488,986	17,875	506,861
6農林水産業費		248,893	15,105	263,998
	2林業費	42,979	1,100	44,079
	3水産業費	35,396	14,005	49,401
8土木費		613,642	59,916	673,558
	2道路橋梁費	337,654	59,916	397,570
10教育費		576,686	1,179	577,865
	5保健体育費	83,878	1,179	85,057
歳出合計		6,356,630	160,502	6,517,132

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 町 税	725,770	42,099	767,869
1 1 地 方 交 付 税	2,624,179	58,496	2,682,675
1 4 国 庫 支 出 金	600,297	21,479	621,776
1 5 道 支 出 金	326,266	3,406	329,672
1 7 寄 附 金	224,101	31,600	255,701
1 8 繰 入 金	578,771	2,122	580,893
2 0 諸 収 入	119,946	1,300	121,246
歳 入 合 計	6,356,630	160,502	6,517,132

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	1,479,292	46,898	1,526,190			30,000	16,898
3民 生 費	1,622,867	19,529	1,642,396	12,497			7,032
4衛 生 費	488,986	17,875	506,861	11,288		1,600	4,987
6農 林 水 産 業 費	248,893	15,105	263,998	1,100		2,122	11,883
7商 工 費	322,113	0	322,113			1,000	△ 1,000
8土 木 費	613,642	59,916	673,558				59,916
10教 育 費	576,686	1,179	577,865			△ 100	1,279
歳 出 合 計	6,356,630	160,502	6,517,132	24,885	0	34,622	100,995

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 町税	725,770	42,099	767,869
2 固定資産税	290,141	42,099	332,240
1 固定資産税	272,770	42,099	314,869
11 地方交付税	2,624,179	58,496	2,682,675
1 地方交付税	2,624,179	58,496	2,682,675
1 地方交付税	2,624,179	58,496	2,682,675
14 国庫支出金	600,297	21,479	621,776
1 国庫負担金	358,271	10,191	368,462
1 民生費国庫負担金	356,455	10,191	366,646
2 国庫補助金	239,772	11,288	251,060
3 衛生費国庫補助金	242	11,288	11,530
15 道支出金	326,266	3,406	329,672
1 道負担金	231,643	1,106	232,749
1 民生費道費負担金	227,842	1,106	228,948
2 道補助金	82,748	2,300	85,048
1 民生費道費補助金	18,052	1,200	19,252
3 農林水産業費道費補助金	21,847	1,100	22,947
17 寄附金	224,101	31,600	255,701
1 寄附金	224,101	31,600	255,701
1 寄附金	224,101	31,600	255,701
18 繰入金	578,771	2,122	580,893
1 基金繰入金	578,771	2,122	580,893
7 江差町企業版ふるさと納税地方 創生基金繰入金	0	2,122	2,122
20 諸収入	119,946	1,300	121,246
4 交付金	1,905	1,300	3,205
4 教育費交付金	626	300	926

単位：千円

節		説	明
区	分 金 額		
1 現 年 課 税 分	42,099	現年課税分	
1 地 方 交 付 税	58,496	普通交付税	
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	10,191	児童手当等交付金（事業費分） 児童手当等交付金（事務費分）	9,191 1,000
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	11,288	新型コロナウイルス定期接種助成金	
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	1,106	児童手当負担金（事業費分）	
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	1,200	権利擁護人材育成事業費補助	
2 林 業 費 補 助 金	1,100	森林整備地域活動支援交付金	
1 寄 附 金	31,600	ふるさと応援寄附金 指定寄付金（再エネ）	30,000 1,600
1 江差町企業版ふるさと納税地方創 生基金繰入金	2,122	江差町企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	
1 社 会 教 育 費 交 付 金	300	地域づくりセミナー開催助成金	

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
5 商工費交付金	0	1,000	1,000
歳 入 合 計	6,356,630	160,502	6,517,132

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 商 工 費 交 付 金	1,000	いきいきふるさと推進事業助成金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,479,292	46,898	1,526,190			30,000	16,898
1 総務管理費	1,429,774	46,898	1,476,672			30,000	16,898
1 一般管理費	704,667	1,553	706,220				1,553
6 企画費	495,374	44,773	540,147			30,000	14,773
10 諸費	10,817	572	11,389				572
3 民生費	1,622,867	19,529	1,642,396	12,497			7,032
1 社会福祉費	1,292,321	200	1,292,521	1,200			△ 1,000
3 老人福祉費	485,419	200	485,619	1,200			△ 1,000
2 児童福祉費	330,546	19,329	349,875	11,297			8,032
1 児童福祉総務費	178,285	12,410	190,695	11,297			1,113
3 常設保育所費	151,314	6,919	158,233				6,919
4 衛生費	488,986	17,875	506,861	11,288		1,600	4,987
1 保健衛生費	488,986	17,875	506,861	11,288		1,600	4,987
2 予防費	53,836	16,275	70,111	11,288			4,987

単位：千円

節			説	明
区	分	金 額		
8 旅	費	123	職員旅費	
12 委	託 料	1,430	江差町ＤＸアドバイザー業務	
10 需	用 費	3,772	消耗品費	
11 役	務 費	7,545	郵便料・送料 広告宣伝費 決済手数料 掲載手数料	2,150 4,444 682 269
12 委	託 料	3,456	ふるさと応援寄附金事務	
24 積	立 金	30,000	ふるさと応援基金積立金	
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料		572	令和５年度障害者自立支援給付費道費負担金返還	
12 委	託 料	200	市民後見人養成講座業務委託	
2 給	料	334	会計年度任用職員	
3 職 員 手 当 等		250	時間外勤務手当	
4 共	済 費	20	共済組合負担金	
10 需	用 費	198	消耗品費	
11 役	務 費	198	郵便料・送料	
19 扶	助 費	11,410	児童手当	
12 委	託 料	6,919	北部地域町立保育園統合に係る増改築改修実施設計業務委託	
11 役	務 費	17	郵便料・送料	
12 委	託 料	15,458	接種委託（高齢者）	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		590	町外接種者助成	

款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	3 環境衛生費	36,561	1,600	38,161			1,600	
	6 農林水産業費	248,893	15,105	263,998	1,100		2,122	11,883
	2 林業費	42,979	1,100	44,079	1,100			
	2 林業振興費	42,024	1,100	43,124	1,100			
	3 水産業費	35,396	14,005	49,401			2,122	11,883
	2 水産業振興費	25,739	13,338	39,077			2,122	11,216
	3 漁港管理費	1,221	667	1,888				667
	7 商工費	322,113	0	322,113			1,000	△ 1,000
	1 商工費	322,113	0	322,113			1,000	△ 1,000
	5 追分振興費	17,575	0	17,575			1,000	△ 1,000
	8 土木費	613,642	59,916	673,558				59,916
	2 道路橋梁費	337,654	59,916	397,570				59,916
	2 道路維持費	122,294	59,916	182,210				59,916
	10 教育費	576,686	1,179	577,865			△ 100	1,279
	4 社会教育費	82,682	0	82,682			△ 100	100
	3 生涯学習推進費	5,612	0	5,612			△ 100	100
	5 保健体育費	83,878	1,179	85,057				1,179
	2 体育施設費	17,463	1,179	18,642				1,179

単位：千円

節		説	明										
区	分			金	額								
19	扶	助	費	210	生活保護者助成								
24	積	立	金	1,600	江差町再生可能エネルギー等活用基金積立								
18	負	担	金	補	助	及	び	交	付	金	1,100	森林整備地域活動支援事業交付金	
8	旅									費	126	職員旅費	
18	負	担	金	補	助	及	び	交	付	金	13,212	トラウトサーモン養殖実証実験補助	
18	負	担	金	補	助	及	び	交	付	金	667	水産物供給基盤機能保全事業負担金	
												財源更正	
2	給									料	2,042	会計年度任用職員	
3	職	員	手	当	等						4,108	時間外勤務手当	682
												時間外勤務手当（会計年度）	3,426
4	共		済		費						336	社会保険料（会計年度）	
10	需		用		費						15,417	消耗品費	10,987
												光熱水費	4,030
												修繕料	400
12	委		託		料						36,900	防雪柵設置委託	3,287
												町道除雪民間委託	33,613
13	使	用	料	及	び	賃	借	料			1,113	重機借上料	
												財源更正	
14	工	事	請	負	費						1,179	ストーブ取替工事	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
歳 出 合 計	6,356,630	160,502	6,517,132	24,885	0	34,622	100,995

単位：千円

節		説明
区分	金額	

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 前	長 等	3		20,976	7,866 4.50		291	7,892	37,025	5,894	42,919
	議 員	12	26,436		5,398 2.45				31,834	7,858	39,692
	その他の特別	275	14,378						14,378		14,378
	計	290	40,814	20,976	13,271		291	7,892	83,237	13,752	96,989
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特別										
	計										
補 正 後	長 等	3		20,976	7,866 4.50		291	7,892	37,025	5,894	42,919
	議 員	12	26,436		5,398 2.45				31,834	7,858	39,692
	その他の特別	275	14,378						14,378		14,378
	計	290	40,814	20,976	13,271		291	7,892	83,237	13,752	96,989

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	93		350,806	236,719	587,525	113,864	701,389	
補 正 額				932	932		932	
補 正 後	93		350,806	237,651	588,457	113,864	702,321	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	9,360	6,682	76,495	63,309	12,109	24,510	2,074	6,303	6,500
	補 正 額						932			
	補 正 後	9,360	6,682	76,495	63,309	12,109	25,442	2,074	6,303	6,500
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補 正 前				29,377					
	補 正 額									
	補 正 後				29,377					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	104	65,788	109,117	42,294	217,199	40,876	258,075	
補 正 額			2,376	3,426	5,802	356	6,158	
補 正 後	104	65,788	111,493	45,720	223,001	41,232	264,233	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前			18,628	6,908		4,942	2,104		750
	補 正 額						3,426			
	補 正 後			18,628	6,908		8,368	2,104		750
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補 正 前				8,962					
	補 正 額									
	補 正 後				8,962					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	739	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	932	町道除雪対策 時間外勤務手当	

議案第 6 号

令和 6 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4 8, 9 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 3 4, 8 6 8 千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第 2 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4 8, 9 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 3 0, 0 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 6 年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和6年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	令和5年度介護保険料給付費負担金(国費)返還	38,581					38,581	
諸支出金	償還金	令和5年度介護保険料給付費負担金(道費)返還	3,955					3,955	
諸支出金	償還金	令和5年度地域支援事業交付金(国費)返還	2,235					2,235	
諸支出金	償還金	令和5年度地域支援事業交付金(道費)返還	1,241					1,241	
諸支出金	償還金	令和5年度介護給付費交付金返還	1,618					1,618	
諸支出金	償還金	令和5年度地域支援事業支援交付金返還	1,336					1,336	
計			48,966					48,966	

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		500	48,966	49,466
	1繰越金	500	48,966	49,466
合 計		1,181,074	48,966	1,230,040

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5諸 支 出 金		500	48,966	49,466
	1還 付 金 及 び 割 引 料	500	48,966	49,466
合 計		1,181,074	48,966	1,230,040

歳入歳出補正予算事項別明細書
(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰越金	500	48,966	49,466
歳入合計	1,181,074	48,966	1,230,040

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 諸支出金	500	48,966	49,466				48,966
歳出合計	1,181,074	48,966	1,230,040	0	0	0	48,966

(2) 歳入（保険事業勘定）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰越金	500	48,966	49,466
1 繰越金	500	48,966	49,466
1 繰越金	500	48,966	49,466
歳 入 合 計	1,181,074	48,966	1,230,040

単位：千円

節		説明
区分	金額	
繰越金	48,966	前年度繰越金

(3) 歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
5 諸支出金	500	48,966	49,466				48,966
1 還付金及び割引料	500	48,966	49,466				48,966
2 償還金	0	48,966	48,966				48,966
歳 出 合 計	1,181,074	48,966	1,230,040	0	0	0	48,966

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	48,966	令和5年度介護給付費国庫負担金返還 38,581 令和5年度地域支援事業国庫交付金返還 2,235 令和5年度介護給付費道費負担金返還 3,955 令和5年度地域支援事業道費交付金返還 1,241 令和5年度社会保険診療報酬支払基金介護給付費 交付金返還 1,618 令和5年度社会保険診療報酬支払基金地域支援事 業支援交付金返還 1,336

議案第 7 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年江差町条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度町道陣屋椴川線第 3 椴川橋架換工事（上部工） |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字椴川町地内 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 前田組・宏栄建設経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字豊川町 168 番地 1
株式会社 前田組
代表取締役 前 田 憲 男 |
| 5 契約の金額 | 変更前 167,750,000 円
変更後 170,082,000 円 |

令和 6 年 9 月 11 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約が、予定価格 50,000,000 円以上の工事の請負契約であるため。